

## 大和市教育委員会 1月定例会

日 時 令和8年1月22日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 会議録署名委員の決定

4 教育長の報告

5 議 事

日程第1（議案第1号） 大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例案に関する意見聴取について

日程第2（議案第2号） 令和7年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

6 そ の 他

7 閉 会

## (1) 前月定例会以降の動き

1. 大和市賀詞交歓会	1/ 7 (水)	大和スポーツセンター
2. 大和市医師会新年会	1/ 9 (金)	レンブラントホテル東京町田
3. 神奈川県退職公務員連盟大和・綾瀬支部研修会等	1/10 (土)	生涯学習センター
4. 大和市消防出初式	1/11 (日)	引地台公園令和広場
5. 協会創立10周年記念 New Year Opera Gala Concert	1/11 (日)	文化創造拠点シリウス
6. 二十歳の祝典	1/12 (月)	大和スポーツセンター
7. 平和の授業	1/16 (金)	草柳小学校
8. 海上自衛隊×大和市×綾瀬市 ふれあいコンサート	1/16 (金)	綾瀬オーエンス文化会館
9. 不登校を考えるフォーラム	1/17 (土)	渋谷学習センター
10. 一般社団法人大和綾瀬歯科医師会賀詞交歓会	1/17 (土)	レンブラントホテル海老名
11. 大和市駅伝競走大会	1/18 (日)	大和スポーツセンター

## (2) 次月定例会までの予定

1. こども共育深め合うフォーラム	1/25 (日)	渋谷学習センター
2. 大和市学校給食展ポスター展	1/27 (火)	イオンモール大和ライトコート
3. 一般社団法人大和青年会議所賀詞交歓会	1/27 (火)	文化創造拠点シリウス
4. 相模獣医師会賀詞交歓会	1/28 (水)	北京飯店
5. 大和市教育研究課題研究推進校 中間発表会	1/30 (金)	大野原小学校
6. しんちゃんハウス スキルアップセミナー	1/31 (土)	コミュニティセンター南林間会館
7. 大和シティー・バレエ冬季公演2026	1/31 (土)	文化創造拠点シリウス
8. 大和市教育研究課題研究推進校 研究発表会	2/ 6 (金)	林間小学校
9. 県・市町村教育委員会教育長会議	2/10 (火)	県立総合教育センター
10. 県央教育事務所管内教育長会議	2/10 (火)	厚木合同庁舎
11. 大和市スポーツ人の集い	2/11 (水)	文化創造拠点シリウス
12. 防火ポスターコンクール表彰式	2/14 (土)	文化創造拠点シリウス
13. 大和市ダンススポーツ大会	2/15 (日)	大和スポーツセンター

議案第 1 号

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例案に関する  
意見聴取について

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例案に関する意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

令和 8 年 1 月 22 日提出

大和市教育委員会  
教育長 藤井 明



令和8年1月13日

大和市教育委員会

教育長 藤井 明 殿

大和市長 古谷田 力



大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例案について（意見聴取）

のことについて、大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を別紙のとおり改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、意見を聴取します。

【事務担当】

未来政策部政策総務課

総務調整係

内線：5302



大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例  
(大和市寄附条例の一部改正)

第1条 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開」を「本市を応援するためになされた寄附の活用」に、「高めていく」を「高め、及び本市の持続可能な発展に寄与する」に改める。

第2条を次のように改める。

(寄附を活用する事業の指定)

第2条 寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）を活用する事業は、別表に掲げるとおりとする。

2 寄附者は、その寄附金等を活用する事業を、別表に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。

3 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、使途を指定して寄附金等を募ることができる。この場合において、この規定に基づき収受した寄附金等が、当該使途による活用を果たしてなお残存したときは、別表第1号に掲げる事業で活用するものとする。

第3条第1項を次のように改める。

寄附者から収受した寄附金は、寄附者が指定し、又は前条第3項の規定により市長が指定した別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める基金により管理運用する。ただし、前条第4項の規定に基づき収受した寄附金は、大和市応援基金で管理運用する。

第3条第2項中「市長は、」の次に「寄附者の意向を反映するために必要があると認める場合その他」を加える。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

事業	左の事業での活用を指定した寄附金を管理運用する基金
1 大和市応援事業	大和市応援基金
2 子ども・子育て支援事業	
3 教育充実・奨学金給付事業	
4 保健福祉の充実事業	
5 生涯学習・スポーツ振興事業	
6 市民生活・商工農・まちづくり事業	
7 市民活動の推進事業	新しい公共を創造する市民活動推進基金
8 芸術及び文化活動の振興事業	大和市文化振興基金
9 自然環境の保全及び緑化の推進事業	大和市みどり基金

(大和市基金条例の一部改正)

第2条 大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 大和市応援基金 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）別表第1号から第6号までに掲げる事業に必要な資金を積み立てること。

第1条第2号中「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動を推進するため」を「大和市寄附条例別表第8号に掲げる事業」に改め、「を目的とする」を削り、同条第3号から第9号までを削り、同条第10号中「を目的とする」を削り、同号を同条第3号とし、同条第11号中「を目的とする」を削り、同号を同条第4号とし、同条第12号中「まちづくり基金」を「施設整備基金」に改め、「を目的とする」を削り、同号を同条第5号とし、同条第13号中「を目的とする」を削り、同号を同条第6号とし、同条第14号中「を目的とする」を削り、同号を同条第7号とする。

第2条中「の額及び基金として繰り出す額又は」を「に」に改め、同条第1号中「新規施策推進基金、奨学基金、青少年健全育成基金、農業振興基金、保健福祉基金、国際化基金、生涯学習振興基金、文化会館建設基金及びまちづくり基金」を「大和市応援基金及び施設整備基金」に改める。

第4条第1項中「第1条第3号」を「第1条第1号から第5号まで」に改め、「、当該年度の奨学金及び」及び「充当又は」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1条第13号」を「第1条第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1条第14号」を「第1条第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市寄附条例の一部改正に伴う経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和市寄附条例（以下「新寄附条例」という。）の規定は、施行日以後に収受した寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）について適用する。

3 施行日前に収受した寄附金のうち、第1条の規定による改正前の大和市寄附条例

(以下「旧寄附条例」という。) 第5条第1項又は第2項の規定により、旧寄附条例第2条第2号、第14号又は第16号に掲げる事業（次項において「特定事業」という。）を指定して寄附されたものは、施行日以後、次の各号に掲げる当該指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新寄附条例の規定を適用する。

- (1) 旧寄附条例第2条第2号に掲げる事業 新寄附条例別表第7号に掲げる事業
- (2) 旧寄附条例第2条第14号に掲げる事業 新寄附条例別表第8号に掲げる事業
- (3) 旧寄附条例第2条第16号に掲げる事業 新寄附条例別表第9号に掲げる事業

4 施行日前に收受した寄附金（特定事業を指定して寄附されたものを除く。次項において同じ。）については、令和8年9月30日（以下「旧基金廃止日」という。）までの間は、なお従前の例により、旧寄附条例第3条第1項各号に定める基金で管理運用する。

5 施行日前に收受した寄附金は、旧基金廃止日の翌日以後、次の各号に掲げる旧寄附条例第5条第1項又は第2項の規定により指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新条例の規定を適用する。

- (1) 旧寄附条例第2条第1号、第6号、第7号、第9号、第15号及び第17号に掲げる事業 新寄附条例別表第6号に掲げる事業
- (2) 旧寄附条例第2条第3号及び第4号に掲げる事業 新寄附条例別表第3号に掲げる事業
- (3) 旧寄附条例第2条第5号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号に掲げる事業
- (4) 旧寄附条例第2条第8号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号又は第4号に掲げる事業
- (5) 旧寄附条例第2条第10号から第13号までに掲げる事業 新寄附条例別表第5号に掲げる事業
- (6) 旧寄附条例第2条第18号に掲げる事業 新寄附条例別表第1号に掲げる事業

6 施行日前に收受した、寄附金以外の寄附の運用については、施行日後も、なお従前の例による。

（大和市基金条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第2条の規定による改正前の大和市基金条例（次項において「旧基金条例」とい

う。) 第1条第1号から第8号までの規定は、旧基金廃止日までの間は、なおその効力を有する。

8 旧基金条例第1条第1号から第8号までに掲げる基金(次項において「旧基金」という。)に係る基金に積み立てる額及び運用益金の処理については、旧基金廃止日までの間は、なお従前の例による。

9 旧基金廃止日に旧基金に属している現金及び有価証券は、旧基金廃止日の翌日以後、第2条の規定による改正後の大和市基金条例第1条第1号に掲げる大和市応援基金に属するものとする。



大和市寄附条例新旧対照表（第1条）

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(目的)            第1条 この条例は、寄附の使途についての透明性を高めるとともに、  <u>本市を応援するためになされた寄附の活用</u>を図ることで、市民生活の  <u>付加価値を高め、及び本市の持続可能な発展に寄与すること</u>を目的と            する。</p>	<p>(目的)            第1条 この条例は、寄附の使途についての透明性を高めるとともに、  <u>寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開</u>を図ること            で、市民生活の付加価値を<u>高めていくこと</u>を目的とする。</p>
<p>(寄附を活用する事業の指定)            第2条 <u>寄附金及び寄附金以外の寄附</u>（以下「寄附金等」という。）を  <u>活用する事業</u>は、別表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(事業の区分)            第2条 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域コミュニティに関する事業</li> <li>(2) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和 市条例第20号）に基づく市民活動の推進に関する事業</li> <li>(3) 学校教育の充実に関する事業</li> <li>(4) 奨学金給付に関する事業</li> <li>(5) 青少年の健全育成に関する事業</li> <li>(6) 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業</li> <li>(7) 農業振興に関する事業</li> <li>(8) 保健福祉の充実に関する事業</li> <li>(9) 国際化推進に関する事業</li> <li>(10) 生涯学習の振興に関する事業</li> <li>(11) 図書資料の整備に関する事業</li> <li>(12) スポーツ振興に関する事業</li> <li>(13) 文化会館の建設に関する事業</li> <li>(14) 芸術及び文化活動の振興に関する事業</li> <li>(15) 循環型社会の形成に関する事業</li> <li>(16) 自然環境の保全、緑化の推進に関する事業</li> </ul>

- 2 寄附者は、その寄附金等を活用する事業を、別表に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。
- 3 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、使途を指定して寄附金等を募ることができる。この場合において、この規定に基づき収受した寄附金等が、当該使途による活用を果たしてなお残存したときは、別表第1号に掲げる事業で活用するものとする。

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附者から収受した寄附金は、寄附者が指定し、又は前条第3項の規定により市長が指定した別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める基金により管理運用する。ただし、前条第4項の規定に基づき収受した寄附金は、大和市応援基金で管理運用する。

- (17) 景観形成の推進に関する事業  
(18) その他目的達成のために市長が必要と認める事業

(寄附金の管理運用)

第3条 次の各号に掲げる事業に充てるために寄附者から収受した寄附金は、それぞれ当該各号に定める基金により管理運用する。

- (1) 前条第1号、第3号、第6号、第11号、第12号、第15号、第17号及び第18号の事業 新規施策推進基金  
(2) 前条第2号の事業 新しい公共を創造する市民活動推進基金  
(3) 前条第4号の事業 燐学基金  
(4) 前条第5号の事業 青少年健全育成基金  
(5) 前条第7号の事業 農業振興基金  
(6) 前条第8号の事業 保健福祉基金  
(7) 前条第9号の事業 国際化基金  
(8) 前条第10号の事業 生涯学習振興基金  
(9) 前条第13号の事業 文化会館建設基金  
(10) 前条第14号の事業 文化振興基金  
(11) 前条第16号の事業 みどり基金

2 市長は、寄附者の意向を反映するために必要があると認める場合その他特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、收受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）第1条に規定する特別会計の歳出並びに大和市病院事業会計及び大和市下水道事業会計の支出に充てることができる。

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、收受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）第1条に規定する特別会計の歳出並びに大和市病院事業会計及び大和市下水道事業会計の支出に充てることができる。

(寄附金以外の寄附の運用)

第4条 寄附金以外の寄附は、第2条各号の事業のために運用する。

(寄附を運用する事業の指定等)

第5条 寄附者は、その寄附金等の寄附を運用する事業を、あらかじめ第2条各号の事業から指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄附金等の寄附のうち、前項に規定する事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

第6条～第9条 略

第4条～第7条 略

別表（第2条、第3条関係）

<u>事業</u>	<u>左の事業での活用を指定した寄附金を管理運用する基金</u>
<u>1 大和市応援事業</u>	<u>大和市応援基金</u>
<u>2 子ども・子育て支援事業</u>	
<u>3 教育充実・奨学金給付事業</u>	

<u>4 保健福祉の充実事業</u>	
<u>5 生涯学習・スポーツ振興事業</u>	
<u>6 市民生活・商工農・まちづくり事業</u>	
<u>7 市民活動の推進事業</u>	<u>新しい公共を創造する市民活動推進基金</u>
<u>8 芸術及び文化活動の振興事業</u>	<u>大和市文化振興基金</u>
<u>9 自然環境の保全及び緑化の推進事業</u>	<u>大和市みどり基金</u>

大和市基金条例新旧対照表（第2条）

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 本市は、次の各号に掲げる基金を、それぞれ当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) <u>大和市応援基金</u> 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）別表第1号から第6号までに掲げる事業に必要な資金を積み立てること。</p> <p>(2) 新しい公共を創造する市民活動推進基金 <u>大和市寄附条例別表第8号に掲げる事業</u>に必要な資金を積み立てること。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 本市は、次の各号に掲げる基金を、それぞれ当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) <u>新規施策推進基金 地域コミュニティに関する事業、学校教育の充実に関する事業、防災の推進及び消防体制の充実に関する事業、図書資料の整備に関する事業、スポーツ振興に関する事業、循環型社会の形成に関する事業、景観形成の推進に関する事業その他大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の目的を達成するために市長が必要と認める事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(2) <u>新しい公共を創造する市民活動推進基金 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動を推進するために必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(3) <u>奨学基金 奨学事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(4) <u>青少年健全育成基金 青少年の健全育成事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(5) <u>農業振興基金 農業振興事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(6) <u>保健福祉基金 保健福祉事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(7) <u>国際化基金 国際化推進事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。</u></p> <p>(8) <u>生涯学習振興基金 生涯学習の振興に資するための市民及び団体の事業を支援するために必要な資金を積み立てることを目的とす</u></p>

(3) 財政基金 経済事情の著しい変化及び大規模な災害に対応するために行う年度間における財源の調整、長期的及び継続的な行政需要への対応並びに財政の長期にわたる健全な運営に資するための資金を積み立てること。

(4) 公債管理基金 市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、もって財政の健全な運営に資するための資金を積み立てること。

(5) 施設整備基金 公用又は公共用に供する施設を整備するために必要な資金を積み立てること。

(6) 国民健康保険診療報酬等支払準備基金 国民健康保険の診療報酬、療養費その他の費用の支払準備金に充てること。

(7) 介護保険給付準備基金 介護保険の保険給付費用その他の費用の財源に充てること。

#### (基金の額等)

第2条 基金に積み立てる額は、次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 大和市応援基金及び施設整備基金 大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額

(2)～(6) 略

#### (運用益金の処理)

第4条 第1条第1号から第5号までに掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。

る。

(9) 文化会館建設基金 文化会館建設に必要な資金を積み立てることを目的とする。

(10) 財政基金 経済事情の著しい変化及び大規模な災害に対応するために行う年度間における財源の調整、長期的及び継続的な行政需要への対応並びに財政の長期にわたる健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的とする。

(11) 公債管理基金 市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、もって財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的とする。

(12) まちづくり基金 公用又は公共用に供する施設を整備するために必要な資金を積み立てることを目的とする。

(13) 国民健康保険診療報酬等支払準備基金 国民健康保険の診療報酬、療養費その他の費用の支払準備金に充てることを目的とする。

(14) 介護保険給付準備基金 介護保険の保険給付費用その他の費用の財源に充てることを目的とする。

#### (基金の額等)

第2条 基金の額及び基金として繰り出す額又は積み立てる額は、次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規施策推進基金、奨学基金、青少年健全育成基金、農業振興基金、保健福祉基金、国際化基金、生涯学習振興基金、文化会館建設基金及びまちづくり基金 大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額

(2)～(6) 略

#### (運用益金の処理)

第4条 第1条第3号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、当該年度の奨学金及び当該基金に充当又は編入するものとする。

- 2 第1条第6号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。
- 3 第1条第7号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。

- 2 第1条第6号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、当該年度の保健福祉事業に要する費用及び当該基金に充当又は編入するものとする。
- 3 第1条第7号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、国際化推進事業に要する費用及び当該基金に充当又は編入するものとする。
- 4 第1条第13号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。
- 5 第1条第14号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。
- 6 第1条第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号から第12号までに掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。



## ○大和市寄附条例

平成19年3月15日条例第10号

## 改正

令和6年9月27日条例第17号

## 大和市寄附条例

## (目的)

**第1条** この条例は、寄附の使途についての透明性を高めるとともに、寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開を図ることで、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とする。

## (事業の区分)

**第2条** 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティに関する事業
- (2) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動の推進に関する事業
- (3) 学校教育の充実に関する事業
- (4) 奨学金給付に関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業
- (7) 農業振興に関する事業
- (8) 保健福祉の充実に関する事業
- (9) 国際化推進に関する事業
- (10) 生涯学習の振興に関する事業
- (11) 図書資料の整備に関する事業
- (12) スポーツ振興に関する事業
- (13) 文化会館の建設に関する事業
- (14) 芸術及び文化活動の振興に関する事業
- (15) 循環型社会の形成に関する事業
- (16) 自然環境の保全、緑化の推進に関する事業
- (17) 景観形成の推進に関する事業
- (18) その他目的達成のために市長が必要と認める事業

## (寄附金の管理運用)

**第3条** 次の各号に掲げる事業に充てるために寄附者から收受した寄附金は、それぞれ当該各号に定める基金により管理運用する。

- (1) 前条第1号、第3号、第6号、第11号、第12号、第15号、第17号及び第18号の事業 新規施策推進基金
- (2) 前条第2号の事業 新しい公共を創造する市民活動推進基金
- (3) 前条第4号の事業 奨学基金
- (4) 前条第5号の事業 青少年健全育成基金
- (5) 前条第7号の事業 農業振興基金
- (6) 前条第8号の事業 保健福祉基金
- (7) 前条第9号の事業 国際化基金

- (8) 前条第10号の事業 生涯学習振興基金
- (9) 前条第13号の事業 文化会館建設基金
- (10) 前条第14号の事業 文化振興基金
- (11) 前条第16号の事業 みどり基金

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、収受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）第1条に規定する特別会計の歳出並びに大和市病院事業会計及び大和市下水道事業会計の支出に充てることができる。

（寄附金以外の寄附の運用）

**第4条** 寄附金以外の寄附は、第2条各号の事業のために運用する。

（寄附を運用する事業の指定等）

**第5条** 寄附者は、その寄附金等の寄附を運用する事業を、あらかじめ第2条各号の事業から指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項に規定する事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

（寄附の受入れ）

**第6条** 寄附金等の寄附の受入れについては、隨時行うものとする。

（適用除外）

**第7条** 開発事業に起因する寄附等、規則で定める寄附については、この条例を適用しないものとする。

（運用状況の公表）

**第8条** 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

（委任）

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年10月1日から施行する。

## ○大和市基金条例

平成19年3月15日条例第11号

## 改正

平成25年3月28日条例第6号

令和元年12月26日条例第13号

## 大和市基金条例

大和市基金条例（昭和43年大和市条例第10号）の全部を改正する。

## (設置及び目的)

**第1条** 本市は、次の各号に掲げる基金を、それぞれ当該各号に定める目的のために設置する。

- (1) 新規施策推進基金 地域コミュニティに関する事業、学校教育の充実に関する事業、防災の推進及び消防体制の充実に関する事業、図書資料の整備に関する事業、スポーツ振興に関する事業、循環型社会の形成に関する事業、景観形成の推進に関する事業その他大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の目的を達成するために市長が必要と認める事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (2) 新しい公共を創造する市民活動推進基金 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動を推進するために必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (3) 奨学基金 奨学事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (4) 青少年健全育成基金 青少年の健全育成事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (5) 農業振興基金 農業振興事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (6) 保健福祉基金 保健福祉事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (7) 国際化基金 国際化推進事業に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (8) 生涯学習振興基金 生涯学習の振興に資するための市民及び団体の事業を支援するために必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (9) 文化会館建設基金 文化会館建設に必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (10) 財政基金 経済事情の著しい変化及び大規模な災害に対応するために行う年度間における財源の調整、長期的及び継続的な行政需要への対応並びに財政の長期にわたる健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的とする。
  - (11) 公債管理基金 市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、もって財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的とする。
  - (12) まちづくり基金 公用又は公用に供する施設を整備するために必要な資金を積み立てることを目的とする。
  - (13) 国民健康保険診療報酬等支払準備基金 国民健康保険の診療報酬、療養費その他の費用の支払準備金に充てることを目的とする。
  - (14) 介護保険給付準備基金 介護保険の保険給付費用その他の費用の財源に充てることを目的とする。
- (基金の額等)

**第2条** 基金の額及び基金として繰り出す額又は積み立てる額は、次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新規施策推進基金、奨学基金、青少年健全育成基金、農業振興基金、保健福祉基金、国際化

基金、生涯学習振興基金、文化会館建設基金及びまちづくり基金 大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額

(2) 新しい公共を創造する市民活動推進基金 次に掲げる額を含む大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額

ア 基金の目的に沿う寄附金の額

イ アの寄附金の額を基準として算定した額

(3) 財政基金 大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額又は当該予算の決算上生じた剩余金のうち次号の公債管理基金に積み立てる額と合わせて2分の1を下らない額

(4) 公債管理基金 大和市一般会計歳入歳出予算に計上する額又は当該予算の決算上生じた剩余金のうち一部の額

(5) 国民健康保険診療報酬等支払準備基金 大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の決算上生じた剩余金のうち一部の額

(6) 介護保険給付準備基金 大和市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上する額又は当該予算の決算上生じた剩余金のうち一部の額

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の場合において、第1条各号に掲げるものについては、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 第1条第3号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、当該年度の奨学金及び当該基金に充当又は編入するものとする。

2 第1条第6号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、当該年度の保健福祉事業に要する費用及び当該基金に充当又は編入するものとする。

3 第1条第7号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して、国際化推進事業に要する費用及び当該基金に充当又は編入するものとする。

4 第1条第13号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。

5 第1条第14号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。

6 第1条第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号から第12号までに掲げる基金の運用から生ずる収益は、大和市一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて第1条各号に掲げる基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 市長は、基金の設置目的を達成するため必要が生じた場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、市と金融機関との間で債務を相殺する場合は、この限りでない。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月28日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（令和元年12月26日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。



令和 8 年 1 月 22 日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例案に関する  
意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取さ  
れた上記の件について、特段の意見はありません。

議案第 2 号

令和 7 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

令和 7 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

令和 8 年 1 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤井 明

「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

■学期ごとの報告事項（令和7年度2学期分）

- ・市立小中学校におけるいじめの認知件数 …P.1 [菊地指導室長]
- ・指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況 …P.2 [〃]
- ・市立小中学校における長期欠席児童生徒数 …P.3 [服部青少年相談室長]
- ・青少年相談室における教育相談の受理状況 …P.5 [〃]
- ・青少年相談室における街頭補導の状況 …P.6 [〃]
- ・教育支援教室の通室者の状況 …P.7 [〃]
- ・教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する意見 …P.8 [菊地指導室長]

■市立小中学校におけるいじめの認知件数

令和7年度（8～12月）

学年	いじめの認知件数		事案の内容（複数回答）※1								
	今年度	前年度	からかい 悪口	仲間はずれ 無視	暴力 (※2)	金銭要求	物かくし等	嫌なこと等 の要求	ネット上の 誹謗中傷等	その他	合計
小1	100	54	26	7	41	1	12	13	0	10	110
小2	67	69	32	5	21	1	8	7	0	2	76
小3	72	77	31	9	18	1	18	3	0	4	84
小4	53	63	23	6	15	1	5	3	0	4	57
小5	83	93	47	10	17	1	5	9	0	4	93
小6	71	57	38	11	17	1	2	3	4	7	83
計	446	413	197	48	129	6	50	38	4	31	503
中1	22	26	18	2	3	1	0	1	3	0	28
中2	13	13	8	2	4	0	0	0	0	0	14
中3	7	6	5	0	2	0	0	0	0	0	7
計	42	45	31	4	9	1	0	1	3	0	49
合計	488	458	228	52	138	7	50	39	7	31	552

※1 事案の内容については複数回答であるため、いじめの認知件数とは一致しない。

※2 「暴力」については、「軽くぶつかられる、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする。」と「ひどくぶつかられる、たたかれる、けられる。」を合わせた数値。

（参考）市立小中学校におけるいじめの認知件数の推移

学期	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計
1学期	302	59	361	378	40	418	440	34	474
2学期	344	44	388	413	45	458	446	42	488
3学期	93	16	109	158	24	182			
計	739	119	858	949	109	1058	886	76	962

■指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況の推移

小学校		いじめ			不登校		
		相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
R05	1学期	1	1	0	0	0	0
	2学期	2	0	2	0	0	0
	3学期	1	0	1	0	0	0
	合計	4	1	3	0	0	0
R06	1学期	1	0	1	0	0	0
	2学期	0	0	0	0	0	0
	3学期	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	1	0	0	0
R07	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	0	0	0	1	0	1
	3学期	△△△			△△△		
	合計	0	0	0	1	0	1

中学校		いじめ			不登校		
		相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
R05	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	1	0	1	0	0	0
	3学期	1	0	1	0	0	0
	合計	2	0	2	0	0	0
R06	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	0	0	0	0	0	0
	3学期	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
R07	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	0	0	0	0	0	0
	3学期	△△△			△△△		
	合計	0	0	0	0	0	0

■市立小中学校における長期欠席児童生徒数

①令和7年度 学年・月別 長期欠席者数

	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
8月											
9月	86	90	93	105	105	119	598	108	125	141	374
10月	101	97	98	123	112	131	662	117	141	151	409
11月	96	99	96	122	123	140	676	114	127	136	377
12月	88	80	67	89	107	122	553	102	140	139	381

(参考)令和6年度 同時期

	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
8月	17	18	29	27	33	47	171	43	64	66	173
9月	94	117	97	110	100	98	616	103	128	139	370
10月	134	144	152	166	142	128	866	123	147	151	421
11月	124	132	186	196	165	173	976	136	159	148	443
12月	116	101	141	134	168	129	789	123	163	146	432

②年度別・月別 長期欠席者数の推移

小学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R04	230	224	288	215	96	298	290	294	286	378	423	274	3296
R05	208	459	741	541	136	613	591	590	560	614	710	437	6200
R06	298	478	556	414	171	616	866	976	789	626	627	499	6916
R07	362	467	557	488		598	662	676	553				4363

中学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R04	229	250	260	250	165	303	316	314	315	352	372	280	3406
R05	222	275	336	284	153	369	378	368	359	406	447	324	3921
R06	228	296	313	296	173	370	421	443	432	440	420	323	4155
R07	233	299	326	316		374	409	377	381				2715

③令和7年度 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)

小学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮	該当人数
8月															
9月	3	3	1	10	2	1	1	14	27	0	26	24	7	5	86
10月	2	4	2	13	3	0	2	14	29	1	38	23	6	8	102
11月	1	6	2	15	4	0	3	16	31	1	37	28	5	5	114
12月	1	3	2	15	3	0	3	14	31	0	39	28	5	5	111

(参考)令和6年度同時期合計(8月～12月)

小学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮	該当人数
8月	1	1	1	2	3	1	5	16	16	0	22	17	6	4	49
9月	1	2	1	3	2	1	4	23	30	0	39	25	8	3	80
10月	3	2	1	5	4	1	5	22	37	1	39	36	9	4	94
11月	3	5	2	8	3	1	1	29	39	2	42	31	7	5	102
12月	3	9	2	8	3	3	6	27	42	2	46	31	9	5	104

中学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学、進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび、非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮	該当人数
8月															
9月	2	16	5	22	3	0	7	29	64	7	53	63	4	6	170
10月	2	23	3	25	6	1	5	25	76	10	66	72	8	7	193
11月	3	23	3	18	3	3	4	30	77	13	70	69	7	7	205
12月	2	28	4	22	3	2	6	30	87	12	70	66	6	11	220

(参考)令和6年度同時期合計(8月～12月)

中学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学、進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび、非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮	該当人数
8月	0	11	2	10	1	3	3	12	51	3	40	41	5	5	104
9月	1	23	6	26	6	2	7	28	81	11	56	54	6	4	159
10月	0	23	4	23	5	1	12	24	88	14	72	74	10	7	185
11月	5	29	6	24	7	2	11	29	103	21	84	71	9	7	209
12月	6	23	5	22	8	2	9	24	117	23	102	80	8	8	215

■青少年相談室における教育相談の受理状況

令和7年度	第1学期 (4~7月)			第2学期 (8~12月)			第3学期 (1~3月)			合 計			
	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
身上問題	発達障がい	7	6	13	3	0	3			10	6	16	
	性格・行動上の問題	18	83	101	19	70	89			37	153	190	
	家族関係	5	2	7	7	1	8			12	3	15	
	養育	0	2	2	1	1	2			1	3	4	
	家庭内暴力	0	0	0	1	0	1			1	0	1	
	児童虐待	0	0	0	0	0	0			0	0	0	
	いじめ	1	3	4	0	2	2			1	5	6	
	不登校	29	69	98	27	43	70			56	112	168	
	ひきこもり	0	0	0	0	0	0			0	0	0	
	学業・進路・進学	1	3	4	5	6	11			6	9	15	
	学校生活	6	13	19	4	5	9			10	18	28	
	性に関すること	2	0	2	1	0	1			3	0	3	
	対人関係	1	1	2	2	2	4			3	3	6	
	その他	5	3	8	11	2	13			4	5	9	
小 計		75	185	260	81	132	213	0	0	0	156	317	473
合 計		75	185	260	81	132	213	0	0	0	156	317	473

■青少年相談室における教育相談の受理状況の推移

令和6年度	第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身上問題	58	168	226	69	171	239	34	95	129	161	434	595
合 計	58	168	226	69	171	239	34	95	129	161	434	595

令和5年度	第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身上問題	64	159	223	89	190	279	33	67	100	186	416	602
合 計	64	159	223	89	190	279	33	67	100	186	416	602

令和4年度	第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
身上問題	107	166	273	94	138	232	39	82	121	240	386	626
合 計	107	166	273	95	138	233	39	82	121	241	386	627

■青少年相談室における街頭補導の状況

令和7年度		暴走行為等 交通違反	飲酒・喫煙	怠学・怠業	その他	補導延人数	補導実施 回数	補導従事者 延人数
第1学期	4月	12	18	0	2	32	25	68
	5月	18	8	0	1	27	31	114
	6月	20	7	0	0	27	26	78
	7月	12	18	0	0	30	29	89
	小計	62	51	0	3	116	111	349
第2学期	8月	19	3	0	1	23	22	73
	9月	28	2	0	0	30	24	77
	10月	30	0	0	0	30	26	79
	11月	22	2	0	0	24	25	83
	12月	22	0	0	0	22	24	87
	小計	121	7	0	1	129	121	399
第3学期	1月							
	2月							
	3月							
	小計	0	0	0	0	0	0	0
合 計		183	58	0	4	245	232	748

(参考) 令和6年度 第2学期

	暴走行為等 交通違反	飲酒・喫煙	怠学・怠業	その他	補導延人数	補導実施 回数	補導従事者 延人数
小計	86	11	0	12	109	131	413

■青少年相談室における街頭補導の状況の推移

学期	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	補導延人数	補導従事者 延人数	補導延人数	補導従事者 延人数	補導延人数	補導従事者 延人数
1学期	97	339	119	320	115	352
2学期	98	370	121	420	109	413
3学期	62	264	68	227	69	244
合計	257	973	308	967	293	1009

■教育支援教室の通室者の状況

(実際に利用した各月の人数)

令和7年度		小学生							中学生				合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
第2学期	夏季	0	1	3	5	4	5	18	6	5	10	21	39
	9月	0	1	1	8	4	10	24	6	10	10	26	50
	10月	0	1	1	9	4	8	23	7	13	10	30	53
	11月	0	1	1	10	3	10	25	9	13	9	31	56
	12月	1	1	1	9	3	9	24	8	14	9	31	55

(参考) 令和6年度 第2学期

令和6年度		小学生							中学生				合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
第2学期	夏季	0	2	2	1	5	7	17	3	8	6	17	34
	9月	0	0	2	3	7	5	17	4	12	7	23	40
	10月	0	1	2	2	9	7	21	6	14	8	28	49
	11月	0	1	2	2	9	6	20	9	14	9	32	52
	12月	0	0	2	1	8	7	18	8	12	9	29	47

■利用延人数と1日当たりの利用人数の状況の推移

令和7年度	4月	5月	6月	7月	夏季	9月	10月	11月	12月	冬季	1月	2月	3月
利用延人数	188	244	286	196	144	266	365	300	260	△△△	△△△	△△△	△△△
1日当たりの利用人数	11.8	12.2	13.6	15.0	6.3	14.0	16.6	16.7	17.3	△△△	△△△	△△△	△△△

(参考) 令和6年度

令和6年度	4月	5月	6月	7月	夏季	9月	10月	11月	12月	冬季	1月	2月	3月
利用延人数	142	208	224	166	114	221	283	280	241	31	298	333	239
1日当たりの利用人数	8.9	9.9	11.2	11.9	6.0	12.3	12.9	14.0	15.1	6.2	17.5	18.5	14.9

## ■教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する意見

令和7年度(8~12月分)

No.	対応日	概要	学校	内容(要旨)	対応	現在の状況	対応課
1	9月2日	熱中症の危険について	中	中学校で、暑い中、全校生徒を校庭に出している。	傾聴し、避難訓練を実施していると説明した。管理職に伝えた。	管理職と天候等考慮し柔軟に対応するよう情報共有している。	指導室
2	9月11日	迷惑駐車について	中	生徒を送迎する車が生活道路に迷惑停車をしている。	傾聴した。管理職に伝えた。	管理職が保護者に迷惑駐車をやめるように周知した。	指導室
3	10月7日	ピアノ伴奏の選出方法と教員の対応について	中	伴奏者決めのオーディション方法に問題がある。学校に相談した際の対応が高圧的に感じた。	傾聴した。	匿名なので学校に連絡ができないことを伝えた。	指導室
4	11月19日	支援級在籍児童の行動と教員の対応について	小	支援級在籍児童の給食配膳が心配で、安心して給食が食べられない。支援級職員に相談したが、不適切な指導をされた。	傾聴した。管理職に伝えた。	学校で、話し合いと謝罪の場が設けられた。	指導室